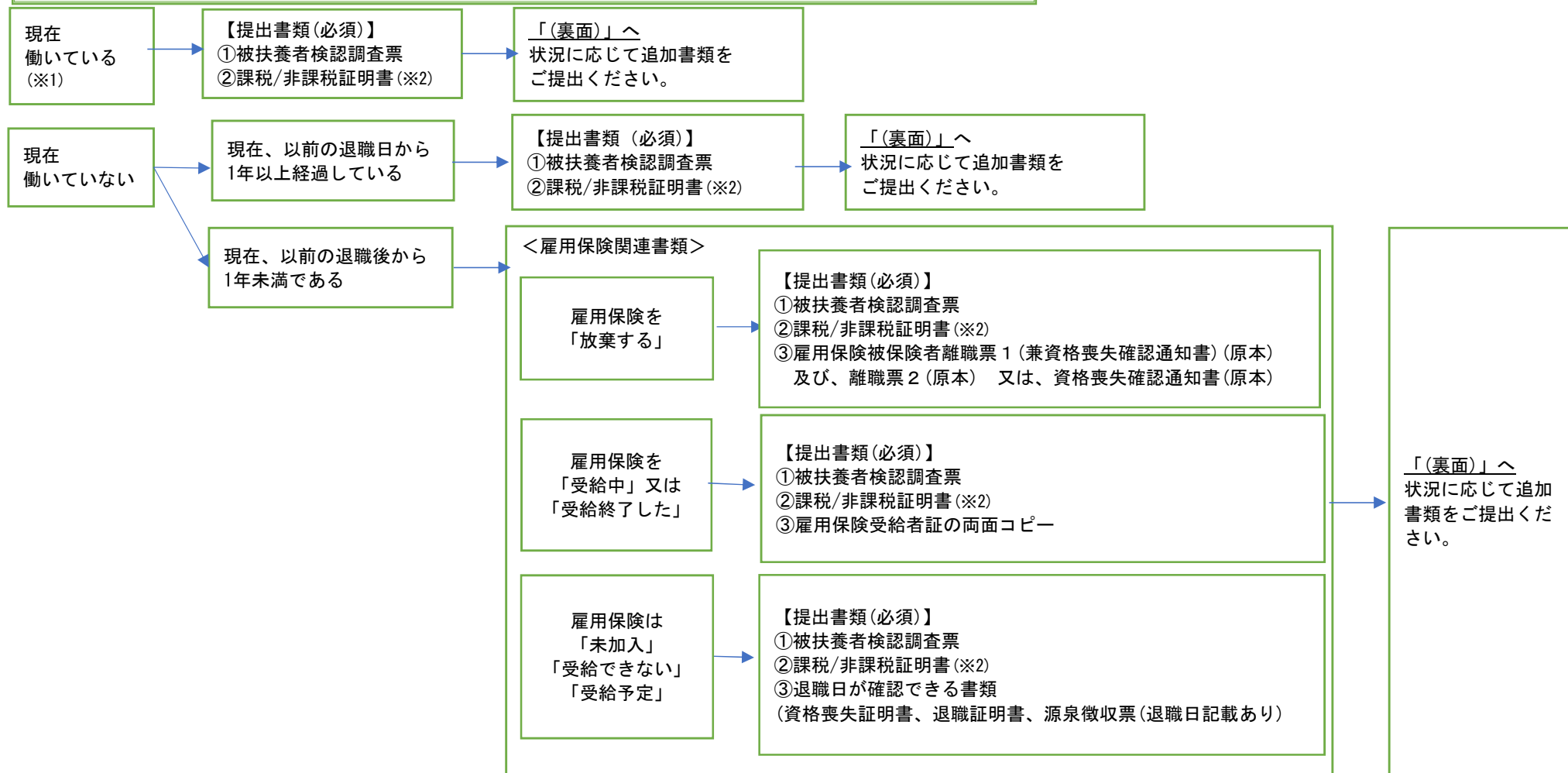


< 検認用提出書類 >

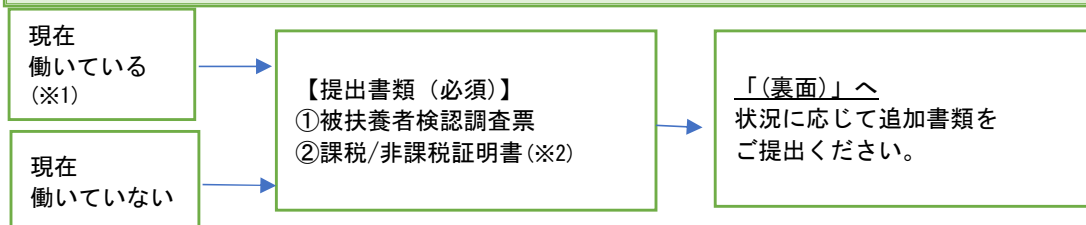
● 検認対象者の状況に応じて、該当する書類を **6月28日（金）まで** に当健保へご提出ください。

< 続柄；子供用 >

平成 30（2018）年 1月～12月 の期間で働いていた（学生のアルバイトも含む）期間がある場合



平成 30（2019）年 1月～12月 の期間、働いていなかった場合



[状況に応じて追加書類] ※状況によっては、追加書類の提出を求めることがあります。

学生の場合	【追加書類】 在学証明書（学生証は不可）
被保険者の配偶者が扶養に入っていない場合	【追加書類】 配偶者の課税証明書
被保険者と別居している場合	【追加書類】 ①検認対象者の住民票（世帯全員記載あり/続柄の記載あり/マイナンバー記載なし） ②仕送り証明書（ 本年の3、4、5月の3か月分 ）指定 ※同封の参考文書をご参照ください。 ③生計内訳書 ※同封書類。記入方法については、裏面の記入例をご参照ください。
給与・年金以外の継続的な収入がある場合 （自営業、不動産収入等）	【追加書類】 確定申告書（※3）（損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書含む）のコピー
外国人の場合	【追加書類】 在留カード ※両面コピー
年金受給者の場合	【追加書類】 年金振込通知書のコピー（※4） ※紛失した場合は、年金ダイヤル：0570-05-1165にて再発行が可能です。

■提出書類について（ご参照）

書類	発行窓口	備 考
※2 課税証明書	市区町村	市区町村によっては証明書の名称が違う場合がございます。昨年の収入が扶養認定基準内であったかを確認しますので、 収入の内訳が数字で記載されている最新の証明書 をご提出ください。なお、源泉徴収票は給与のみの証明のため不可となります。
※3 確定申告書	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類をご提出ください。
※4 年金振込通知書	日本年金機構	障害、遺族に関する年金振込通知書。

※1 【現在、働いている方へ】

現在の収入が扶養の範囲内であるかをご自身でご確認ください。扶養の上限を超えている場合は扶養からはずす手続きが必要となります。

お手続きにつきましては、当健保のホームページをご参照ください。

SCSK健康保険組合 <http://www.kenpo.gr.jp/scsk-krnoo/>